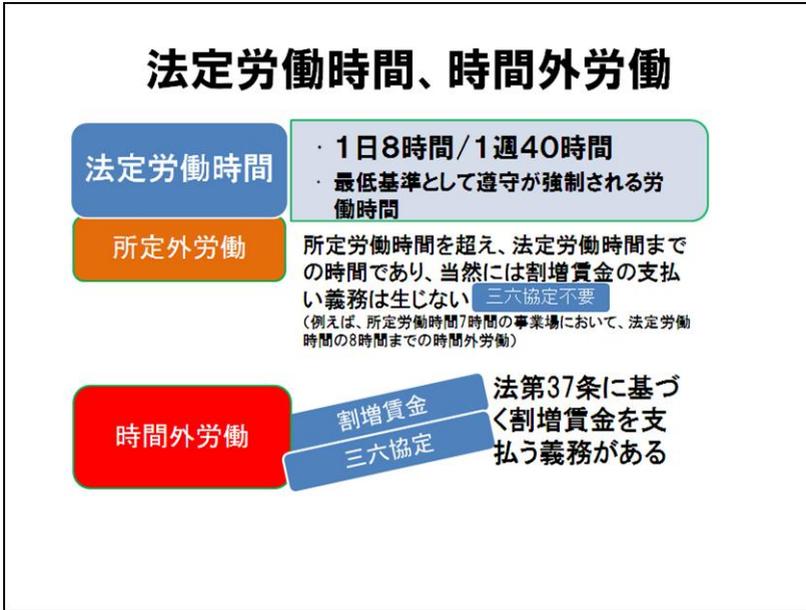


5-18 時間外労働



法定労働時間は、原則として一週 40 時間、一日 8 時間であるから、事業場において、これを超えて所定労働時間を定めることはできない(法第 32 条)。

一方で、法定労働時間以下の時間であれば、それを事業場の所定労働時間として設定することは可能である。

このようなケースでは、所定労働時間を超え、法定労働時間までの労働、いわゆる「所定外労働」の概念が成立する。

所定外労働に対しては、当然には法定の割増賃金(法第 37 条)の支払義務は生じない。

これに対して、法定労働時間を超えて労働する「時間外労働」については、三六協定(法第 36 条)の締結・届出が必須要件であるとともに、当該時間外労働に対しては、法定の割増賃金を支払う義務が生じる。